

西宮市立学校園ガス供給業務契約書（案）

西宮市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）との間に次のとおり、西宮市立小学校 36 校、義務教育学校 1 校、特別支援学校 1 校、高等学校 2 校及び幼稚園 9 園（以下「西宮市立学校園」という。）におけるガス供給業務契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 乙は、仕様書及びこの契約の条項に基づき西宮市立学校園で使用するガスを供給し、甲は乙にその対価を支払うものとする。

（権利義務譲渡の禁止）

第 2 条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、また承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りでない。

（守秘義務）

第 3 条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、この契約の履行に当たって知り得た相手方の秘密を他人に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。また、第 7 条に規定する供給期間（以下「供給期間」という。）終了後又はこの契約の解除後においても、同様とする。ただし、法律、条例等により開示が義務付けられている場合で、所定の手続により開示する場合はこの限りでない。

（契約金額）

第 4 条 契約金額は次に掲げる各金額とする（消費税及び地方消費税額を含む）。

（1） 一般

ア 基本料金単価

| | | |
|--|---|-----------|
| 基本料金単価（ m ³ /月～ m ³ /月まで） | 金 | 円（1施設あたり） |
| 基本料金単価（ m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで） | 金 | 円（1施設あたり） |
| 基本料金単価（ m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで） | 金 | 円（1施設あたり） |
| 基本料金単価（ m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで） | 金 | 円（1施設あたり） |
| 基本料金単価（ m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで） | 金 | 円（1施設あたり） |
| 基本料金単価（ m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで） | 金 | 円（1施設あたり） |
| 基本料金単価（ m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで） | 金 | 円（1施設あたり） |
| 基本料金単価（ m ³ /月をこえる場合） | 金 | 円（1施設あたり） |

イ 従量料金単価

| | | |
|--|---|-----------|
| 従量料金単価（ m ³ /月～ m ³ /月まで） | 金 | 円（1施設あたり） |
| 従量料金単価（ m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで） | 金 | 円（1施設あたり） |

| | | |
|---|---|------------|
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1施設あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1施設あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1施設あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1施設あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1施設あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえる場合) | 金 | 円 (1施設あたり) |

(2) 空調

| | | |
|---|---|--------------------------|
| ア 基本料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 基本料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 基本料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 基本料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 基本料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 基本料金単価 (m ³ /月をこえる場合) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |

イ 従量料金単価 (12～3月)

| | | |
|---|---|------------|
| 従量料金単価 (m ³ /月～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1施設あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1施設あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1施設あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1施設あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえる場合) | 金 | 円 (1施設あたり) |

ウ 基本料金単価 (4～11月)

| | | |
|---|---|--------------------------|
| 基本料金単価 (m ³ /月～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 基本料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 基本料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 基本料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 基本料金単価 (m ³ /月をこえる場合) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |

エ 従量料金単価 (12月～3月)

| | | |
|---|---|--------------------------|
| 従量料金単価 (m ³ /月～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえ～ m ³ /月まで) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |
| 従量料金単価 (m ³ /月をこえる場合) | 金 | 円 (1 m ³ あたり) |

(消費税率変更に基づく改定)

第5条 消費税及び地方消費税の税率が変更された場合、新たな税率に基づいて金額を算出する。

(原料費調整)

第6条 原料費調整は、乙の約款の定めに基づき算定した原料費調整単価により調整を行う。

(供給期間)

第7条 供給期間は、令和7年4月の定例検針日翌日から令和8年4月の定例検針日までとする。

(契約保証金)

第8条 西宮市契約規則（昭和39年西宮市規則第26号）第21条の規定により免除とする。

(供給の方法)

第9条 西宮市立学校園で使用するガスを需要に応じて全量供給するものとする。

(ガスの安定供給)

第10条 乙は、甲に対しガスの安定供給に努めること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、乙はガスの供給を中止し、又は甲に対しガスの使用を制限し、若しくは中止の申し出ができる。

- (1) ガスの需給上やむを得ない場合。
- (2) 乙のガス工作物に故障が生じ、又は故障が生じるおそれがある場合。
- (3) 乙のガス工作物の修繕、変更その他の工事上やむを得ない場合。
- (4) 非常変災の場合。
- (5) その他保安上必要がある場合。

2 一般ガス導管事業者のガス導管により供給している場合は、前項各号に関しては、一般ガス導管事業者との託送供給契約で安定供給を図ること。ただし、一般ガス導管事業者の都合でガスの供給中止又は制限が生じる場合は、この限りでない。

3 第1項のガスの供給中止、又は制限を行おうとするときは、乙は甲に対し事前に連絡し、了解を得ることとする。ただし、緊急時等やむを得ない場合は、この限りでない。

(計量及び検査)

第11条 乙は毎月1回一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針し、その結果について、各学校長及び甲に通知しなければならない。

(料金の計算)

第12条 毎月のガス料金の計算方法は次のとおりとする。

毎月のガス料金＝ガス使用量に応じたガス従量料金単価（消費税及び地方消費税額を含む）
＋ガス量料金等（ガス使用量に応じたガス従量料金単価±原料費調整単価
×ガス使用量）（消費税及び地方消費税額を含む）

(支払方法)

第13条 乙は検針後速やかに前月分のガス料金の支払いを請求するものとし、甲は当該請求書が適法であると認めたときは、請求を受けた日から30日以内にそのガス料金を支払うこととする。

(契約の解除)

第14条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事由を乙に通知することにより本契約を解除することができる。

- (1) 乙が天災その他乙の責めに帰さない事由によらないで、契約期間中に本契約を履行しないとき。
- (2) 甲が本契約について不正の事実を知ったとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 乙(乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(西宮市契約等に係る事務からの暴力団排除に関する要綱(平成25年7月1日実施)第2条第5号に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号及び西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号。以下この号において「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴力団対策法第2条第2号及び条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等したと認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 乙が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら契約を締結したと認められるとき。

キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者と知らず下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合又は契約締結後に当該事実を知った場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

2 乙は、前項の規定により契約が解除されたときは、甲にその損失の補償を請求することはできない。

3 乙は、第1項の規定により本契約が解除された場合においては、総契約金額(契約金額に発注予定量に乗じて得た額、以下同じ。)の100分の10に相当する額(契約の一部の履行があったときは、総契約金額から履行部分に対する支払相当額を控除して得られた額の100分の10に相当する額)を違約金として、甲の指定する期間内に支払わなければならない。この場合にお

いて、違約金を上回る損害が甲にあるときは、乙は、その損害額を甲に賠償しなければならない。

4 乙は、甲が本契約に違反し、その違反によって乙が本契約に基づく債務を履行できないときは、その旨を甲に通知することにより本契約を解除できる。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、次の各号のいずれかに該当したときは、その損害を甲に賠償しなければならない。ただし、第 2 号に該当する場合において、乙が甲に賠償する額は、乙が当該第三者に対して、ガス供給の停止により通常生ずるであろう損害賠償義務を負う範囲に限る。

(1) 天災その他乙の責めに帰さない事由によるガス供給の停止の場合を除き、ガス供給の停止により、乙が甲に損害を与えたとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により生じたガス供給の停止により第三者が損害を被った場合において、甲が当該第三者にその損害額を支払ったとき。

(契約解除による料金の精算)

第 16 条 甲が第 14 条第 1 項の規定により本契約を解除した場合は、乙が履行した部分に相当する金額（精算金等を含む）をもって精算する。

(談合その他不正行為に対する措置)

第 17 条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

(1) 乙が、排除措置命令（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令をいう。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 乙が、課徴金の納付命令（独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令をいう。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

(3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は同法第 198 条の規定による刑が確定（執行猶予の場合を含む。）したとき。

2 乙は、前項の規定により甲が契約を解除した場合、総契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

(賠償額)

第 18 条 乙は、前条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、総契約金額の 100 分の 20 に相当する額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。本契約の履行が完了した後においても、同様とする。ただし、次に掲げる場合は、その限りでない。

(1) 前条第 1 項第 1 号から第 2 号までのうち、審決の対象となる行為が、独占禁止法第 2 条第

9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合、その他甲が特に認める場合。

(2) 前条第1項第3号のうち、乙が刑法第198条の規定による計が確定した場合。

2 前項の場合において、甲に生じた実際の損害額が、総契約金額の100分の20に相当する額を超える場合には、乙は、超過額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

3 乙が前二項の額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

第19条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約のため、甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度において、この契約に係る歳出予算の減額又は削減があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(定めのない事項等)

第20条 本契約に定めのない事項について定める必要が生じたとき又は本契約の解釈若しくは本契約の規定事項の事実への適用に関して疑義が生じたときは、供給者の定める約款、供給条件等に従うほか、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙両者おのおのその1通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 西宮市六湛寺町10番3号
西宮市
代表者 西宮市長 石井 登志郎

(乙)